

第4章 騒音

第1節 騒音の状況

1 環境基準

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」により、地域の類型及び時間の区分ごとに定められておりその地域の類型指定については、知事が行うことになっている。

本県では、「都市計画法」に基づく用途地域の区分に準拠して工業専用地域を除く県内7市町村の一部地域において、類型指定を行っている。

表66 騒音に係る環境基準（環境基本法） （単位 デシベル）

時間の区分 類型		時間			地 域
		昼 間 午前8時から 午後7時まで	朝 午前6時から 午後8時まで 夕 午後7時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から 翌 日 の 午前6時まで	
AA	特に静穏を要とする地域	45以下	40以下	35以下	本県では指定している地域はない
A	道路に面しない地域	50以下	45以下	40以下	第1種住居専用地域 第2種住居専用地域 住居地域及びこれに準ずる地域
	2車線を有する道路に面する地域	55以下	50以下	45以下	
	2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下	50以下	
B	道路に面しない地域	60以下	55以下	50以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 用途地域の定めのない地域 およびこれに準ずる地域
	2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下	55以下	
	2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65以下	65以下	60以下	

(注) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

航空機騒音に係る環境基準は、鳥取空港（鳥取市） 美保飛行場（境港市）の両飛行場とも現在、環境基準の類型指定は行っていない。

表67 航空機騒音に係る環境基準（環境基本法）

（単位 WECPNL）

地 域 の 類 型	基 準 値
I	70 以 下
II	75 以 下

（注） I 専ら住居の用に供される地域

II I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

2 騒音の現況

(1) 自動車騒音

環境月間（6月）の行事の一つとして、鳥取市6地点、倉吉市3地点、米子市6地点、境港市3地点、郡家町、河原町、羽合町、三朝町、日野町各1地点計23地点において昼間時における自動車騒音測定をし、併せて交通量（原付自動二輪車以上）を調査した。（表68）

この調査は、騒音に係る環境基準に基づく測定方法で行い、その中央値の平均値を見れば、鳥取市62～70デシベル（A）、倉吉市65～68デシベル（A）、米子市66～70デシベル（A）、境港市61～63デシベル（A）、郡家町66デシベル（A）、河原町71デシベル（A）、羽合町68デシベル（A）、三朝町62デシベル（A）、日野町66デシベル（A）であり鳥取市の鳥取駅前、県庁前、大村薬局前、倉吉市の旧打吹駅前及び境港市の鳥取銀行境港支店前を除いて環境基準（相当）とみなされる値に不適合であるが、仮りに騒音規制法第17条に規定する指定地域内における自動車騒音の限度と比較すると、今回の測定では判断に必要な測定回数を満たしていないので、今回の測定値で判断することは適当ではないものの、河原町（指定地域外）を除き各市町とも限度以内であった。

表68 平成8年度自動車騒音測定結果

調査年月日 平成8年6月

測定地点	所在地	道路が有する車線数	自動車騒音								
			騒音レベル [中央値デシベル(A)]			環境基準 [中央値デシベル(A)]		環境適 基準 否	自動車騒音の限度 [中央値デシベル(A)]		
			最高値	最低値	平均値	相当とみなされる地域	区域の区分				
鳥取市	鳥取駅前	永温泉町	2車線をこえる	67	63	65	B	65以下	○	第3種	80
	鳥取県物産観光センター前	末広町	2車線をこえる	70	69	70	〃	〃	×	〃	〃
	県庁前	東町	2車線をこえる	64	60	62	〃	〃	○	〃	〃
	大村薬局前	片原町	2車線	64	60	62	〃	〃	○	〃	75
	鳥取警察署附近(漁連会館)	青葉町	2車線	70	67	68	〃	〃	×	〃	〃
	面谷外科附近	吉方町	2車線をこえる	69	65	66	A	60以下	×	第2種	〃
米子市	米子駅前	明治町	2車線をこえる	68	64	66	B	65以下	×	第3種	80
	中国電力前	加茂町	2車線をこえる	72	68	70	〃	〃	×	〃	〃
	米子市公会堂前	角盤町	2車線をこえる	70	67	69	〃	〃	×	〃	〃
	消防署附近(理容センス前)	富士見町	2車線をこえる	70	64	66	〃	〃	×	〃	〃
	鳥取銀行米子支店前	西福原	2車線をこえる	70	68	70	〃	〃	×	〃	〃
	山陰ナショナル製品販売前	米原	2車線をこえる	72	67	69	A	60以下	×	第2種	75
倉吉市	旧打吹駅前	明治町	2車線	66	63	65	B	65以下	○	第3種	〃
	倉吉駅前通り	上井	2車線をこえる	69	66	68	〃	〃	×	〃	80
	宮川町ロータリー	宮川町	2車線をこえる	68	66	67	〃	〃	×	〃	〃
境港市	鳥取銀行境港支店前	上道町	2車線	63	59	61	〃	〃	○	〃	75
	境公民館前	湊町	2車線	64	60	63	A	55以下	×	第2種	70
	山陰合同銀行境西支店前	外江町	2車線	62	59	61	〃	〃	×	〃	〃
郡家	郡家保健所前	郡家	2車線	70	60	66	〃	〃	×	〃	〃
河原町	河原町役場入口附近	渡一木	2車線	73	70	71	〃	〃	×	〃	〃
羽合町	田後バス停附近	田後	2車線	70	66	68	〃	〃	×	〃	〃
三朝町	三朝町役場前	三朝	2車線	67	55	62	〃	〃	×	〃	〃
根雨町	根雨保健所前	根雨	2車線	69	62	66	〃	〃	×	〃	〃

(注) 測定値は午前8時から午後4時までの2時間おき5回の測定

適否とは環境基準のあてはめを行った場合の判定、三朝町は平成3年度から測定を実施。

鳥取市以外の地点については、環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定が行われていないため環境基準相当とする。

表69 自動車騒音経年変化

測定地点		所在地	道路が 有する 車線数	平成4年度～平成8年度の年度変化(平均値)										
				自動車騒音 〔中央値デシベル(A)〕					総車両通過台数(大型車) (台/10分間)					
				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
鳥取市	鳥取駅前	永楽温泉町	2車線をこえる	66	65	65	67	65	170(14)	173(15)	164(13)	160(14)	155(14)	
	鳥取県物産観光センター	末広温泉町	2車線をこえる	70	69	68	69	70	200(12)	192(18)	201(12)	187(12)	199(12)	
	県庁前	東町	2車線をこえる	67	63	63	64	62	141(13)	161(15)	118(12)	141(12)	140(12)	
	大村薬局前	片原	2車線	68	64	64	64	62	145(3)	154(8)	150(6)	156(4)	155(5)	
	鳥取警察署附近(漁連会館)	青葉町	2車線	71	69	68	69	68	315(20)	314(27)	271(16)	313(18)	273(20)	
	面谷外科附近	吉方町	2車線をこえる	62	63	64	64	66	188(13)	213(20)	190(14)	213(16)	201(17)	
米子市	米子駅前	明治町	2車線をこえる	65	66	65	66	66	154(21)	166(22)	149(25)	151(17)	147(17)	
	中国電力前	加茂町	2車線をこえる	69	69	66	68	70	227(22)	277(29)	255(23)	275(24)	274(32)	
	米子市公会堂	角盤町	2車線をこえる	68	70	67	68	69	328(26)	354(24)	342(26)	352(25)	352(25)	
	消防署附近(理容センス前)	富士見町	2車線をこえる	67	68	67	69	66	260(10)	261(17)	259(21)	263(15)	254(18)	
	鳥取銀行米子支店前	西福原	2車線をこえる	72	70	69	70	70	383(15)	380(25)	407(28)	410(20)	360(20)	
	山陰ナショナル製品販売前	米原	2車線をこえる	73	69	70	71	69	361(21)	347(21)	351(26)	331(23)	336(25)	
倉吉市	旧打吹駅前	明治町	2車線	63	63	62	64	65	92(6)	91(6)	104(7)	89(5)	112(10)	
	倉吉駅前通り	上井	2車線をこえる	68	67	68	68	68	190(11)	186(10)	164(11)	202(11)	202(17)	
	宮川ロータリー	宮川町	2車線をこえる	66	65	65	66	67	217(8)	206(9)	224(11)	208(9)	216(10)	
境港市	鳥取銀行境港支店前	上道町	2車線	62	64	65	63	61	87(13)	79(5)	85(9)	81(5)	79(5)	
	境公民館前	湊町	2車線	64	61	63	61	63	105(10)	92(5)	96(8)	91(3)	94(7)	
	山陰合同銀行境西支店前	外江町	2車線	59	60	59	61	61	72(7)	72(6)	63(5)	78(3)	86(6)	
粟野	郡家保健所前	郡家	2車線	64	62	64	65	66	115(9)	127(9)	120(9)	136(11)	138(11)	
河野	河原町役場入口附近	渡一木	2車線	70	69	69	70	71	159(32)	165(33)	174(39)	170(36)	194(34)	
羽野	田後バス停附近	田後	2車線	66	67	65	65	68	136(9)	138(12)	116(10)	149(14)	151(13)	
三朝	三朝町役場	三朝	2車線	62	63	63	65	62	91(4)	105(10)	111(10)	107(5)	95(8)	
日野	根雨保健所前	根雨	2車線	67	67	66	61	66	101(30)	91(24)	84(26)	79(19)	82(24)	

(2) 環境騒音

平成8年度中に、騒音規制法に基づく規制地域の指定を行っている4市(32地点)において実施した全時間帯調査の結果は表70のとおりである。

調査結果を4市全体で見ると、類型相当別時間区分別達成状況は、道路に面する地域では朝、昼間、夕及び夜間の達成率はそれぞれ25.0%、25.0%、12.5%及び50.0%であり、道路に面さない地域ではそれぞれ81.3%、100.0%、81.3%及び81.3%であった。また、各市別の達成状況は、道路に面する地域の達成率が鳥取市37.5%、倉吉市25.0%、米子市6.3%、境港市43.8%であり、道路に面さない地域では、鳥取市100.0%、倉吉市81.3%、米子市68.8%、境港市93.8%であった。

環境基準(相当)を4時間帯(朝、昼間、夕及び夜間)のすべてが達成している地点は道路に面する地域で2地点、道路に面さない地域で11地点、全体で13地点(40.6%)であり、4時間帯のいずれかが達成している地域は道路に面する地域で7地点、道路に面さない地域で5地点、全体で12地点(37.5%)であり、さらに、4時間帯のすべてが超過している地域は道路に面する地域で7地点、道路に面さない地域で0地点、全体で7地点(21.9%)であった。

(3) 自動車騒音の要請限度との比較

騒音規制法第17条の規定に基づき定められている指定地域の自動車騒音の限度は連続する7日間のうち5日間について、各時間帯ごとに1時間当たり1回以上測定し、その平均値を測定値と定められている。

なお、要請限度の超過については、今回の測定は判断に必要な測定回数を満たしていないので、この測定値で判断することは適当でないと考えられるが、仮りに今回の測定値を比較して見ると、3地点(鳥取市吉方町 山の手会館前、鳥取市湯所町 NTT鳥取支社前、倉吉市秋喜 市立倉吉西中学校裏)で一部の時間帯が限度を超えているが、他の13地点においては限度以内であった。

表70 平成8年度環境騒音実態調査結果

地区 測定月日	測定場所	所在地	道路名	車 線 数	測定値 中央値〔デシベル(A)〕				交通量()大型 (台/10分間)				騒音に係る環境基準 中央値〔デシベル(A)〕								自動車騒音の限度 中央値〔デシベル(A)〕			
					朝	昼間	夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間	類 型	基準値			環境基準 適(○)否(×)				区域 区分	昼 間	朝 夕	夜 間
														昼間	朝夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間				
鳥取市 10月3 4日	山の手会館前	吉方町	国道29号	2	72	69	65	56	305	223	128	39	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
	〃裏	〃	〃	〃	40	44	42	38	(5)	(14)	(0)	(7)	〃	50	45	40	○	○	○	○				
	N T T鳥取支社前	湯所町	国道29号	2	62	69	69	57	96	250	206	59	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
	〃裏	〃	〃	〃	40	43	43	39	(11)	(16)	(10)	(9)	〃	50	45	40	○	○	○	○				
	鳥取市文化ホール前	吉方温泉町	(-)福部鳥取線	2	61	58	62	46	88	116	104	27	B	65	60	55	×	○	×	○	3	75	70	65
	〃裏	〃	〃	〃	38	41	40	42	(5)	(9)	(7)	(3)	〃	60	55	50	○	○	○	○				
倉吉市 10月22 23日	新日本海ショッピングタウン前	天神町	国道53号	4	55	62	62	48	65	186	164	46	B	65	65	60	○	○	○	○	3	80	75	65
	〃裏	〃	〃	〃	47	44	47	46	(5)	(10)	(3)	(1)	〃	60	55	50	○	○	○	○				
	市立倉吉西中学校裏	秋喜	(田)倉吉赤碓中山線	2	69	66	60	48	182	98	86	24	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
	倉吉西高グラウンド横	〃	〃	〃	46	45	40	40	(5)	(9)	(2)	(1)	〃	50	45	40	×	○	○	○				
	ビッグライフトーホー横	米田町	国道179号	4	57	66	65	48	75	162	97	24	A	60	55	50	×	×	×	○	2	75	70	60
	津村宅前	〃	〃	〃	47	48	46	39	(16)	(18)	(10)	(3)	〃	50	45	40	×	○	×	○				
米子市 10月1 2日	小林薬局前	明治町	(-)木地山倉吉線	2	62	65	67	49	50	95	94	20	B	65	60	55	×	○	×	○	3	75	70	65
	光明寺前	研屋町	〃	〃	39	42	40	36	(2)	(7)	(1)	(0)	〃	60	55	50	○	○	○	○				
	上井ビル前	山根	国道179号	4	69	68	68	55	244	189	179	42	B	65	65	60	×	×	×	○	3	80	75	65
	倉吉体育文化会館駐車場	〃	〃	〃	47	46	44	37	(18)	(11)	(3)	(2)	〃	60	55	50	○	○	○	○				
	後藤ヶ丘中学校入口	上後藤	市道外浜街道線	2	59	65	64	49	41	115	121	23	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
	〃正門前	〃	〃	〃	39	43	44	39	(0)	(2)	(1)	(0)	〃	50	45	40	○	○	○	○				
境港市 10月8 9日	戸口田医院前	上福原	(-)皆生西原線	4	61	67	68	55	148	191	178	45	A	60	55	50	×	×	×	×	2	75	70	60
	〃裏	〃	〃	〃	43	44	48	42	(4)	(5)	(0)	(0)	〃	50	45	40	○	○	×	×				
	竹内医院前	祇園町	国道9号	2	69	66	68	60	225	178	163	45	B	65	60	55	×	×	×	×	3	75	70	65
	鉄道宿舎裏	〃	〃	〃	44	46	40	40	(15)	(19)	(6)	(3)	A	50	45	40	○	○	○	○				
	建設省米子出張所前	車尾	国道9号	4	72	73	73	59	247	288	269	68	B	65	65	60	×	○	×	○	3	80	75	65
	〃裏	〃	〃	〃	47	49	54	45	(17)	(19)	(4)	(4)	A	50	45	40	×	○	×	×				
境港市 10月8 9日	境公民館前	湊町	(田)米子境港線	2	55	61	61	47	31	91	68	16	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
	境小学校裏	〃	〃	〃	40	43	43	41	(1)	(5)	(1)	(1)	〃	50	45	40	○	○	○	×				
	山陰合同銀行境西支店前	外江町	(田)米子境港線	2	50	63	60	46	31	97	63	16	A	55	50	45	○	×	×	×	2	70	65	55
	松本進宅前	〃	〃	〃	41	40	41	39	(4)	(6)	(0)	(1)	〃	50	45	40	○	○	○	○				
	境家具店前	東本町	(-)境港線	2	45	55	58	43	20	33	29	6	B	65	60	55	○	○	○	○	3	75	70	65
	〃裏	〃	〃	〃	38	44	41	38	(0)	(0)	(0)	(1)	〃	60	55	50	○	○	○	○				
〃	都田水産前	上道町	国道431号	4	62	66	68	53	77	58	95	41	B	65	65	60	○	×	×	○	3	80	75	65
	〃裏	〃	〃	〃	42	41	42	40	(8)	(20)	(2)	(3)	〃	60	55	50	○	○	○	○				

- (注) 1. 時間区分 騒音 昼間 午前8時～午後7時、朝夕 午前6時～午前8時と午後7時～午後10時、夜間 午後10時～翌日午前6時
 2. 測定時刻 午前5時、7時、10時、午後4時、7時、10時
 3. 騒音の昼間・夜間の測定値は各時間区分の平均値である。
 4. 交通量は、自動二輪車以上の道路に面する地点の通過車両台数である。
 5. 道路名の(田)は主要地方道(県道)、(-)は一般県道(県道)である。
 6. 鳥取市以外の地点については、環境基準の地域の種類をあてはめる地域の指定が行われていないため環境基準相当とする。

第2節 騒音の防止対策

1 法・条例による規制

(1) 法による規制

騒音規制法では、騒音を防止することにより生活環境を保全すべき地域を知事が指定し（法第3条第1項） この指定地域内にある工場 事業場における事業活動に伴う騒音（法第2条第1項及び第2項）、建設工事に伴って発生する騒音（法第2条第3項）を規制するとともに、自動車から発生する自動車騒音の許容限度（法第16条）を定め、道路の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認めるときは措置要請（法第17条）できることとしている。

本県における地域指定状況は、表71と表72のとおりである。

表71 地域指定状況

告示年月日	地域指定市町村名
昭和49年9月17日 (県告示第778号～780号)	鳥取市及び米子市の一部
昭和50年5月30日 (県告示第476号～478号)	倉吉市及び境港市の一部
昭和54年7月6日 (県告示第575号～577号)	国府町、郡家町及び日吉津村の一部
昭和62年7月10日 (県告示第580号～581号)	鳥取市、米子市及び境港市の一部

表72 騒音規制法に基づく騒音規制の区域の区分と用途地域の関係

特定工場等において発生する騒音について規制する区域及び自動車騒音の限度に係る区域。	都市計画法に基づく用途地域の区分	特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域。
	用途地域	
第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。	第1種低層住居専用地域	第1号区域 (第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲約80m以内の区域を含む。)
	第2種低層住居専用地域	
	第1種中高層住居専用地域	
第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。	第2種中高層住居専用地域	
	第1種住居地域	
	第2種住居地域	
第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。	準住居地域	
	近隣商業地域	
	商業地域	
第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。	準工業地域	
	工業地域	
指定地域から除外	工業専用地域	第2号区域
		指定地域から除外

(注) 規制の区域を示す図面は、県庁環境政策課、関係市役所及び町村役場公害担当課に備え置き、一般の縦覧に供している。

ア 工場、事業場騒音

工場、事業場騒音について規制の対象となるのは、指定地域内にあって、特定施設（政令第1条）を設置している工場及び事業場（特定工場等という。）である。

特定工場等には、規制基準の遵守義務が課せられており、指定地域市町村長は、規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認める場合に、計画変更勧告や改善勧告、更には改善命令を行うことができる。

表73 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

区域の区分	時間 の区分	昼 間 (午前8時から 午後7時まで)	朝 夕 (午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
第1種区域		50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域		60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域		65デシベル	65デシベル	50デシベル
第4種区域		70デシベル	70デシベル	65デシベル

〈基準値は特定工場等（騒音規制法施行令別表第1に定める施設を設置する工場 事業場）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさ。〉

イ 建設作業騒音

建設作業騒音について規制の対象となるのは、指定地域内において、建設工事を施工する場合に、特定建設作業（政令第2条）を伴う作業である。

特定建設作業には、届出義務（法第14条）が課せられている。また、市町村長は、特定建設作業に伴い発生する騒音が一定の規制基準に適合しないことにより、生活環境が著しく損なわれると認める場合においては、必要な勧告、命令の措置（法第15条）をとることができる。

表74 特定建設作業に伴って発生する騒音についての規制基準

特定建設作業 規制項目	①くい打機(も んけんを除く) くい抜機又は くい打くい抜 機(圧入式く い打くい抜機 を除く。)を使 用する作業 (くい打機を アースオーガ ーと併用する 作業を除く。)	②びょう打 機を使用す る作業	③さく岩機 を使用する 作業(作業 地点が連続 的に移動す る作業にあ っては、一 日における 当該作業に 係る二地点 間の最大距 離が50メー トルをこえ ない作業に 限る。)	④空気圧縮機 (電動機以外 の原動機を用 いるものであ って、その原 動機の定格出 力が15キロワ ット以上のも のに限る。)を 使用する作業 (さく岩機の 動力として使 用する作業を 除く。)	⑤コンクリート プラント(混練機 の混練容量が0.45立 方メートル以上の ものに限る。)又は アスファルトプラ ント(混練機の混 練重量が200キロ グラム以上のもの に限る。)を設けて 行なう作業(モル タルを製造するた めにコンクリート プラントを設けて 行なう作業を除く。)	適用除外
第1号基準(音量 基準) 作業場所の敷地の 境界線における騒 音	85デシベルを超えないこと					
第2号基準 (作業時刻 に関する基 準) 作業禁止の 時間帯	第1号 区域	午後7時～午前7時				災害・非常の事 態、人の生命の 危険防止、鉄 軌道の正常運 転、道路法・道 交法の占用及び 許可の夜間指定
	第2号 区域	午後10時～午前6時				
第3号基準 (作業時間 に関する基 準) 作業時間の 長さの制限	第1号 区域	1日10時間				1日で完了する 作業、災害・非 常の事態、人の 生命の危険防止
	第2号 区域	1日14時間				
第4号基準(作業 期間に関する基準) 連続して作業する ことのできる日数	6日間以内					災害・非常の事 態、人の生命の 危険防止
第5号基準(作業 日に関する基準) 作業を禁止する日	日曜日 その他の休日					災害・非常の事 態、人の生命の 危険防止、鉄 軌道の正常運 転、道路法・道 交法の占用及び 許可の夜間指定
勧告・命令の内容	特定建設作業の騒音が第1号の基準(音量基準)を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、一日における作業時間を10時間(第1号区域(第2号区域にあっては14時間)未滿4時間以上の間において短縮することも勧告・命令できる。					

ウ 自動車騒音

騒音規制法では、自動車構造の改善により自動車騒音の防止を図るため、環境庁長官が自動車騒音の大きさの許容限度を定め、これを道路運送車両の保安基準において担保することとしている。また、指定地域内にあって、市町村長が自動車騒音について、その測定レベルが一定の限度を超え、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請し、また必要に応じ、道路管理者等に対し、

道路構造の改善その他の自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べることができる。

表75 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝・夕	夜 間
1 第1種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
2 第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
3 第1種区域及び第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル
4 第1種区域及び第2種区域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	60デシベル
5 第3種区域及び第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
6 第3種区域及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	65デシベル
7 第3種区域及び第4種区域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する区域	80デシベル	75デシベル	65デシベル

(2) 条例による規制

ア 工場、事業場騒音

近時、ビル等の増加に伴い冷房用のクーリングタワーの騒音が問題となっているが、これを鳥取県公害防止条例により騒音関係特定施設(表76)として、昭和47年4月1日から規制を行っており、規制地域及び規制基準は騒音規制法に準拠している。

表76 鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設の規模

施設名	規 格
クーリングタワー	送風機の原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。

イ 深夜騒音

深夜の静穏を保持するため、全県下の工場、事業場等すべての事業活動に伴う深夜(午後10時から翌日の午前6時まで)の騒音を昭和47年4月1日から規制している。事業活動すなわち、物の製造、加工に伴って発生する騒音のほか、例えば飲食店を営むことによって発生する音楽放送、ソンド演奏、カラオケ及びきょう声などの騒音も含めて規制を行っている。

表77 鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制基準

区 域 の 区 分	基 準 値
1 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第3種区域及び知事が別に定める区域。	50デシベル
2 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第4種区域及び知事が別に定める区域。	65デシベル
3 1及び2に掲げる区域以外の区域。(工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業)のための埋立地を除く。	45デシベル

ウ 拡声機騒音

近年、工場・事業場騒音以外の騒音苦情が増加する傾向にあるので、これに対処するため、拡声機による騒音を昭和63年10月1日から規制している。

<p>1 商業宣伝を目的として、拡声機を使用する放送をしてはならない区域（次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50メートル以内の区域）</p> <p>(1) 学校教育法第1条に規定する学校</p> <p>(2) 児童福祉法第7条に規定する保育所</p> <p>(3) 医療法第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの</p> <p>(4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(5) 老人福祉法第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホーム</p> <p>(6) 老人保健法第6条第4項に規定する老人保健施設</p>
<p>2 商業宣伝を目的として、航空機から拡声機を使用する放送の制限</p> <p>使用時間 午前8時から午後7時まで</p> <p>音 量：地上において65デシベル以下</p>
<p>3 その他拡声機を使用する放送の制限</p> <p>(1) 次に掲げる放送をする場合は、使用時間、音量とも音量基準1による。</p> <p>ア 工場、事業場、社寺、屋外スポーツ施設、学校、保育所等において構内用としてその敷地内で行うもの</p> <p>イ 住民の慣習として行われる広報又は連絡に伴うもの</p> <p>ウ 露店市、朝市その他地域の慣習として行われる催し物に伴うもの</p> <p>エ 飲食物の移動販売に伴うもの</p> <p>オ 屋外における音楽会、映画会等の運営のためにその会場内で行うもの</p>

音量基準 1

区 域		音 量	
		午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
1 騒音規制法第3条第1項の規定 に基づいて指定された地域	第1種区域	70デシベル	45デシベル
	第2種区域	70デシベル	45デシベル
	第3種区域	70デシベル	50デシベル
	第4種区域	70デシベル	65デシベル
2 1に掲げる区域以外の区域（工業専用地域、臨 港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。）		70デシベル	45デシベル

(2) (1)に掲げる場合以外の場合は、使用時間を午前8時から午後7時までとし、音量は、音量基準2による。ただし、移動しながら放送をする場合の音量は、70デシベル以下とする。

音量基準 2

区 域		音 量
1 騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された 地域	第1種区域	55デシベル
	第2種区域	65デシベル
	第3種区域	70デシベル
	第4種区域	70デシベル
2 1に掲げる区域以外の区域（工業専用地域、臨港地区内の分区及び工 業のための埋立地を除く。）		70デシベル

4 拡声機使用の制限の対象とならない場合

- (1) 災害時における警戒活動等に伴い放送をする場合
- (2) 電気、ガス又は水道の事業に関する広報活動として放送をする場合
- (3) 公共の輸送機関の業務に関し駅又は発着場において放送をする場合
- (4) 公務員がその職務に関し放送をする場合
- (5) 公職選挙法による選挙運動のために放送をする場合
- (6) 祭礼、盆踊りその他地域の風俗慣習として行われる行事に伴い放送をする場合
- (7) 集団の整理誘導のために放送をする場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、知事が公益上やむを得ないと認める場合

2 特定施設等の届出状況

(1) 騒音規制法による特定施設の届出数

表78 特定施設の種別届出数

(平成9年3月31日現在)

種 類	市町村名								合 計
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	郡家町	日吉津村		
1 金属加工機械	50	117	66	19	—	—	5	257	
2 空気圧縮機等	364	380	104	60	3	2	86	999	
3 土石用破碎機等	27	1	—	2	—	—	—	30	
4 織 機	—	—	—	—	—	—	—	—	
5 建設用資材製造機械	2	6	3	3	1	1	—	16	
6 穀物用製粉機	—	—	—	—	—	—	—	—	
7 木材加工機械	34	125	43	6	—	3	2	213	
8 抄 紙 機	2	—	—	—	—	1	6	9	
9 印 刷 機 械	108	69	29	8	—	5	2	221	
10 合成樹脂用射出成形機	10	—	10	—	1	—	—	21	
11 铸 型 造 型 機	—	11	—	—	—	—	—	11	
計	597	709	255	98	5	12	101	1,777	
届出工場・事業場	112	124	48	27	4	9	5	329	

(2) 騒音規制法による特定建設作業の届出数

表79 特定建設作業の種別届出数

(平成9年3月31日現在)

種 類	市町村名								合 計
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	郡家町	日吉津村		
1 くい打機等を使用する作業	—	5	1	—	—	—	5	11	
2 びょう打機を使用する作業	—	—	1	—	—	—	—	1	
3 さく岩機を使用する作業	4	9	—	1	—	—	—	9	
4 空気圧縮機を使用する作業	—	1	—	—	—	—	—	—	
5 コンクリートプラント等を設けて行なう作業	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	4	9	2	1	—	—	5	21	

(3) 鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設の届出数

表80 騒音関係特定施設の届出数

(平成9年3月31日現在)

種 類	市町村名								合 計
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	郡家町	日吉津村		
クリーニングタワー	250	239	30	19	—	5	—	543	
届出事業場	139	136	17	16	—	3	—	311	

第5章 振 動

第1節 振動の状況

1 振動の限度等

道路交通振動の限度

道路交通振動の限度は、「振動規制法」に基づき定められており、その区域の区分及び時間の区分について知事が定めることになっている。本県では、「都市計画法」に基づく用途の区分に準拠して指定を行っている。

表81 指定地域内における道路交通振動の限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前8時から午後7時まで)	夜 間 (午後7時から翌日の午前8時まで)
第 1 種 区 域	65デシベル	60デシベル
第 2 種 区 域	70デシベル	65デシベル

2 振動の現況

(1) 道路交通振動

環境月間（6月）の行事の一つとして、鳥取市6地点、倉吉市3地点、米子市6地点、境港市3地点、郡家町、河原町、羽合町、三朝町、日野町各1地点、計23地点において昼間時における道路交通振動測定をし、併せて自動車台数（原付自動二輪車以上）を調査した。（表82）

この調査は振動規制法に基づく測定方法で行い、その80パーセントレンジの上端値の平均値で見れば、鳥取市40～48デシベル、倉吉市46～50デシベル、米子市42～52デシベル、境港市35～48デシベル、郡家町37デシベル、河原町37デシベル、羽合町43デシベル、三朝町43デシベル、日野町37デシベルであり、いずれの地点においても振動規制法第16条に基づく指定地域内における道路交通振動の限度以下である。

表82 平成8年度 道路交通振動の測定結果

測定地点	所在地	道路が 有る線 車線数	道 路 交 通 振 動						総車両通過台数			8年度(平均値)	
			振動レベル 〔80%レンジ 上端値(デシ ベル)〕			道路交通振動 の限度〔80% レンジ上端値 (デシベル)〕			最高 (台/10分間 大型車)	最低 (台/10分間 大型車)	平均 (台/10分間 大型車)	〔80%レンジ上端値(デシベル)〕 道路交通振動	〔大型車(台/10分間)〕 総車両通過台数
			最高 値	最低 値	平均 値	区域の 区 分							
鳥 取 市	鳥取駅前	永楽温泉町	2車線をこえる	41	39	40	第2種	70	165(19)	134(10)	155(14)	40	155(14)
	鳥取県物産 観光センター前	末広温泉町	2車線をこえる	47	42	45	〃	〃	218(10)	179(9)	199(12)	45	199(12)
	県庁前	東町	2車線をこえる	43	40	41	〃	〃	159(9)	102(13)	140(12)	41	140(12)
	大村薬局前	片原	2車線	44	37	40	〃	〃	174(9)	105(3)	155(5)	40	155(5)
	鳥取警察署附近 (漁連会館)	青葉町	2車線	44	40	43	〃	〃	391(16)	228(20)	273(20)	43	273(20)
米 子 市	面谷外科附近	吉方町	2車線をこえる	52	45	48	第1種	65	239(25)	156(15)	201(17)	48	201(17)
	米子駅前	明治町	2車線をこえる	56	49	52	第2種	70	179(21)	118(12)	147(19)	52	147(19)
	中国電力前	加茂町	2車線をこえる	53	50	51	〃	〃	309(35)	239(47)	274(32)	51	274(32)
	米子市公会堂	角盤町	2車線をこえる	45	43	44	〃	〃	386(14)	301(29)	352(25)	44	352(25)
	消防署附近 (理容センス前)	富士見町	2車線をこえる	46	42	45	〃	〃	274(24)	209(10)	254(18)	45	254(18)
	鳥取銀行 米子支店前	西福原	2車線をこえる	49	45	48	〃	〃	374(26)	345(17)	360(20)	48	360(20)
	山陰ナショナル 製品販売前	米原	2車線をこえる	48	39	42	第1種	65	450(19)	293(17)	336(25)	42	336(25)
倉 吉 市	旧打吹駅前	明治町	2車線	50	42	46	第2種	70	149(17)	83(10)	112(10)	46	112(10)
	倉吉駅前通り	上井	2車線をこえる	53	47	50	〃	〃	263(19)	152(8)	202(17)	50	202(17)
	宮川町 ロータリー	宮川町	2車線をこえる	50	50	50	〃	〃	233(10)	196(8)	216(10)	50	216(10)
境 港 市	鳥取銀行 境港支店前	上道町	2車線	43	42	42	〃	〃	96(4)	65(7)	79(5)	42	79(5)
	境公民館前	湊町	2車線	50	42	48	第1種	65	105(5)	71(8)	94(7)	48	94(7)
	山陰合同銀行 境西支店前	外江町	2車線	37	32	35	〃	〃	98(9)	65(3)	86(6)	35	86(6)
郡家町	郡家保健所前	郡家	2車線	43	33	37	〃	〃	223(6)	104(8)	138(11)	37	138(11)
河原町	河原町役場 入口附近	渡一木	2車線	39	34	37	〃	〃	258(46)	161(22)	194(34)	37	194(34)
羽合町	田後バス停附近	田後	2車線	45	41	43	〃	〃	191(16)	117(9)	151(13)	43	151(13)
三朝町	三朝町役場前	三朝	2車線	54	40	43	〃	〃	111(8)	66(3)	95(8)	43	95(8)
日野町	根雨保健所前	根雨	2車線	39	35	37	〃	〃	103(20)	68(22)	82(24)	37	82(24)

(注) 測定値は午前8時から午後4時までの2時間おき5回の測定

三朝町は平成3年度から実施

(2) 環境振動

平成8年度中に、振動規制法に基づく規制地域の指定を行っている4市(16地点)において実施した全時間帯調査結果は表83のとおりである。

調査結果をみると、いずれの地点においても、振動規制法第16条に規定する指定地域内における道路交通振動の限度以下である。

表83 平成8年度 環境振動の測定結果

地区 測定 月日	測定場所	所在地	道路名	車 線 数	測定値 80%レ ンジの 上端値 (デシベル)		交通量 ()大型 (台/10分間)		道路交通 振動の限度 80%レ ンジ の上端値 (デシベル)		
					昼	夜	昼	夜	区 域 区 分	限 度 (デシベル)	
					間	間	間	間		昼 間	夜 間
鳥取市 10月3・4日	山の手会館前	吉方町	国道29号	2	39	32	223(14)	128(5)	1	65	60
	N T T 鳥取支社前	湯所町	国道29号	2	44	39	250(16)	105(10)	1	65	60
	鳥取市文化ホール前	吉方町 温泉	(-)福部鳥取線	2	41	35	116(9)	62(5)	2	70	65
	新日本海ショッピングタウン前	天神町	国道53号	4	39	34	186(10)	81(3)	2	70	65
倉吉市 10月22・23日	市立倉吉西中学校裏	秋喜	(主)倉吉赤碕中山線	2	35	31	98(9)	79(2)	1	65	60
	ビッグライフトーホー横	米田町	国道179号	4	46	38	162(18)	55(8)	1	65	60
	小林薬局前	明治町	(-)木地山倉吉線	2	38	32	95(7)	46(1)	2	70	65
	上井ビル前	山根	国道179号	4	51	42	189(11)	127(6)	2	70	65
米子市 10月1・2日	後藤ヶ丘中学校入口	上後藤	市道外浜街道線	2	43	37	115(2)	52(1)	1	65	60
	戸口田医院前	上福原	(-)皆生西原線	4	38	36	191(5)	104(1)	1	65	60
	竹内医院前	祇園町	国道9号	2	47	41	178(19)	119(7)	2	70	65
	建設省米子出張所前	車尾	国道9号	4	41	39	288(19)	163(7)	2	70	65
境港市 10月8・9日	境公民館	湊町	(主)米子境港線	2	43	40	91(5)	33(1)	1	65	60
	山陰合同銀行境西支店	外江町	(主)米子境港線	2	38	28	97(6)	32(1)	1	65	60
	境家具店前	東本町	(-)境港線	2	41	29	33(0)	15(1)	2	70	65
	都田水産前	上道町	国道431号	4	42	34	58(20)	64(4)	2	70	65

- (注) 1 時間区分 振動 昼間 午前8時~午後7時、夜間 午後7時~翌日の午前8時
 2 測定時刻 午前5時、7時、10時、午後4時、7時、10時
 3 振動の昼間・夜間 測定値は各時間区分の平均値である。
 4 交通量は、自動二輪車以上の道路に面する地点の通過車両台数である。
 5 道路名の(主)は主要地方道(県道)、(-)は一般県道(県道)である。

第2節 振動の防止対策

1 法による規制

(1) 振動規制法

振動規制法（昭和51年12月1日施行）では、都道府県知事が振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定し、この地域内において、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動（法第2条）について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしている。

本県における地域指定状況は次表のとおりである。

表84 地域指定状況

告示年月日	地域指定市町名
昭和53年6月9日 (県告示第531号～533号)	鳥取市、米子市、倉吉市及び境港市の一部
昭和59年4月27日 (県告示第360号～362号)	国府町の一部
昭和62年7月10日 (県告示第582号)	鳥取市、米子市及び境港市の一部

表85 振動規制法に基づく振動規制の区域の区分と用途地域の関係

特定工場等において発生する騒音 ^{振動} について規制する区域及び自動車騒音の限度に係る区域	都市計画法に基づく用途地域の区分	特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域
第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第1種低層住居専用地域	第1号区域 (第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲約80m以内の区域を含む。)
	第2種低層住居専用地域	
	第1種中高層住居専用地域	
	第2種中高層住居専用地域	
	第1種住居地域	
	第2種住居地域	
第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域	近隣商業地域	第2号区域
	商業地域	
	準工業地域	
工業地域		
指定地域から除外	工業専用地域	指定地域から除外

(注) 規制の区域を示す図面は、県庁環境政策課、関係市役所及び町役場公害担当課に備え置き、一般の縦覧に供している。

ア 工場、事業場振動

工場、事業場振動について規制の対象となるのは、指定地域内にあって、特定施設（政令第1条）を設置している工場及び事業場（特定工場等という。）である。

特定工場等には、規制基準の遵守義務が課せられており、指定地域市町村長は規制基準に適合しない振動を発生することにより周辺の生活環境が損なわれると認めるとき、振動の防止の方法等に関し、改善等の勧告及び改善命令を行うことができる。

表86 特定工場等において発生する振動についての規制基準

区域の区分 \ 時間の区分	昼 間 (午前8時から午後7時まで)	夜 間 (午後7時から翌日の午前8時まで)
第 1 種 区 域	60デシベル	55デシベル
第 2 種 区 域	65デシベル	60デシベル

[基準値は特定工場（振動規制法施行令別表第1に定める施設を設置する工場 事業場）において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。]

イ 建設作業振動

建設作業振動について規制の対象となるのは、指定地域内において、建設工事を施工する場合に、特定建設作業（政令第2条）を伴う作業である。

特定建設作業には、届出義務が課せられている。また、市町村長は、特定建設作業に伴い発生する振動が一定の基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、振動の防止の方法等に関し、改善勧告及び改善命令を行うことができる。

表87 特定建設作業に伴って発生する振動についての規制基準

規制項目		①くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)	②鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	③舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)	④ブレーカー(手持式のものを除く。)	適用除外
作業場所の敷地境界線における振動		75デシベルを超えないこと	75デシベルを超えないこと	75デシベルを超えないこと	75デシベルを超えないこと	
作業禁止の時間帯	1号区域	午後7時～午前7時	午後7時～午前7時	午後7時～午前7時	午後7時～午前7時	災害、非常の事態、人の生命、危険防止、鉄軌道の正常運行、道路法及び道交法の占用及び許可の夜間指定
	2号区域	午後10時～午前6時	午後10時～午前6時	午後10時～午前6時	午後10時～午前6時	
作業時間の長さの制限	1号区域	1日 10時間	1日 10時間	1日 10時間	1日 10時間	災害、非常の事態、人の生命、危険防止
	2号区域	1日 14時間	1日 14時間	1日 14時間	1日 14時間	
連続して作業することができる日数	1号区域	6日間以内	6日間以内	6日間以内	6日間以内	災害、非常の事態、人の生命、危険防止
	2号区域					
作業を禁止する日		日曜日、その他の休日	日曜日、その他の休日	日曜日、その他の休日	日曜日、その他の休日	災害、非常の事態、人の生命、危険防止、鉄軌道の正常運行、電業法の必要作業、道路法及び道交法の占用及び許可の時、その他の休日指定

ウ 道路交通振動

振動規制法では、指定地域内において、市町村長が道路交通振動についてその測定レベルが一定の限度を超え、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持、又は修繕の措置を要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

2 特定施設等の届出状況

(1) 振動規制法による特定施設の届出数

表88 特定施設の種別届出数

(平成9年3月31日現在)

施設の種別		市 町 名					計
		鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	
1 金属加工機械	イ、液 圧 プ レ ス	18	12	26	5	—	61
	ロ、機 械 プ レ ス	26	21	82	7	—	136
	ハ、せ ん 断 機	13	17	28	16	—	74
	ニ、鍛 造 機	3	14	6	—	—	23
	ホ、ワイヤーフォーミングマシン	—	—	—	—	—	—
	小 計	60	64	142	28	—	294
2 圧 縮 機		93	186	68	5	—	352
3. 破 碎 機 等	破 碎 機	—	1	—	—	—	1
	摩 碎 機	28	—	—	—	—	28
	ふ る い	—	1	—	—	—	1
	分 級 機	—	—	—	—	—	—
	小 計	28	2	—	—	—	30
4. 織 機		—	—	—	—	—	—
5 コンクリートブ ロックマシン等	コンクリートブロックマシン	2	3	—	—	—	5
	コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	—	—	—	—	—	—
	小 計	2	3	—	—	—	5
6. 木材加工機械	イ、ド ヲ ム バ ー カ ー	—	3	1	—	—	4
	ロ、チ ッ パ ー	1	6	3	2	—	12
	小 計	1	9	4	2	—	16
7. 印 刷 機 械		47	18	9	11	—	85
8. ゴム練用又は合成樹脂練用ロール		—	—	—	—	—	—
9. 合成樹脂用射出成形機		12	—	12	—	—	24
10. 鋳型造型機		—	9	—	—	—	9
計		243	291	235	46	—	815
届 出 工 場 事 業 場		50	69	27	23	—	169

(2) 振動規制法による特定建設作業の届出数

表89 特定建設作業の種別届出数

(平成9年3月31日現在)

種 類		市 町 名					計
		鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	
1	くい打機等を使用する作業	2	7	1	—	—	10
2	鋼球を使用して破壊する作業	—	—	—	—	—	—
3	舗装版破碎機を使用する作業	—	—	—	—	—	—
4	ブレーカーを使用する作業	0	2	—	1	—	3
計		2	9	1	1	—	13